

社会保険等未加入対策 Q&A

1 共通

Q1 なぜ、建設業における社会保険等未加入対策を行うのですか？

A1 建設業では、下請を中心に、法令によって加入が義務付けられている健康、厚生年金、雇用の各保険について、企業の未加入などによって、法定福利費を適正に負担しない業者が存在するため、就労環境の悪化による若年入職者の減少などの一因となっており、こうした費用を負担している企業とそうでない企業では、コスト面において不公平感が生じている状況にあります。

こうした状況が、建設業における社会保険等未加入問題であり、未加入企業の排除に向けた取組を行うことにより、建設業の持続的発展に必要な人材の確保を図るとともに、健全な競争環境を構築するものと考えられているからです。

Q2 未加入対策の対象となる業者の範囲は？

A2 建設業許可を有する建設業者が対象です。

Q3 社会保険等のうち、1つでも加入していなければ未加入とするのですか？

A3 未加入とします。

ただし、「健康保険及び厚生年金保険」では常時使用する労働者が5人未満の個人事業所、「雇用保険」では役員等のみで労働者を雇用していない法人・個人事業主は、社会保険等に加入義務のない、いわゆる「適用除外」となります。

2 一次下請業者を社会保険等加入建設業者に限定

Q1 社会保険等未加入建設業者である一次下請業者と契約を行わなければならない特別の事情がある場合にはどうしたら良いですか？

A1 監督員との初回打合せ時（下請契約締結前に実施）等に未加入業者との一次下請契約予定があることと、特別な事情の内容について伝達してください。

Q2 施工体制台帳を作成する際の注意点を教えてください。

A2 施工体制台帳には一次下請業者分に限り、社会保険等への加入（又は適用除外）を確認できる以下の書類（写し可）を添付してください。

- ・経営事項審査を受けている業者の場合
最新の総合評定値通知書（申請中の場合は、総合評定値請求書）
- ・経営事項審査を受けていない業者の場合

健康保険又は厚生年金保険

- ・領収証書、社会保険料納入証明書、資格取得確認及び標準報酬決定通知書

雇用保険

- ・領収済通知書、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主用）
- ・適用除外業者の場合
適用除外誓約書（受注者が作成してください）

Q3 「特別の事情」が認められるのはどのような場合ですか？

- A3 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事、災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事であって、契約を締結しなければ契約の目的を達することができないような場合等が考えられます。

3 ペナルティ関係

Q1 指名停止の期間はどのくらいですか？

- A1 大田原市建設工事請負業者指名停止等措置要領別表第1第4号の「契約違反」に該当する場合には、2週間以上4か月以内の範囲で指名停止を受けます。

Q2 工事成績の減点はどのくらいですか？

- A2 指名停止の内容や期間に応じて減点します。（期間が長いほど減点幅が大きくなります。）

Q3 施工体制台帳で一次下請業者の社会保険加入欄に丸が付され証明書類も添付されていたが、実際には未加入であったことが後日判明した場合、元請はペナルティの適用対象となりますか？

- A3 受注者は、施工体制台帳を作成するにあたり、最新の総合評定値通知書や保険料の領収書等により加入の有無を確認しなければなりません。

下請負人の申告等に対して、受注者にどの程度過失があったのかなど、個別の事情を踏まえて発注者が総合的に判断することとなります。

Q4 平成31年3月末までに契約が行われ、4月1日以降も施工中である工事において、一次下請業者に社会保険等未加入業者がいた場合、ペナルティの適用対象となりますか？

- A4 ペナルティは、平成31年4月1日以降に入札公告又は入札通知が行われる工事から適用されますので、この場合は適用対象にはなりません。

4 その他

Q1 二次下請以下の業者との契約における注意点を教えてください。

A1 二次下請以下の業者については、社会保険加入業者との契約に限定してはおりませんが、可能な限り加入業者と契約するものいたします。